

2014年2月号 (No.16)

## 今の特集



1. 産前産後休業開始時からの社会保険料免除制度について
2. 雇用保険料の料率改定について

### 1. 産前産後休業開始時からの社会保険料免除制度について

前回のニュースレターでもお伝えしました通り、今年4月1日より、産前産後期間中の保険料免除制度が開始されます。日本年金機構からもリーフレットが展開され、その概要がようやく判明しました。(このニュースレターに、そのリーフレットを添付しております)

制度改正にあたり特に注意すべき点などを述べたいと思います。

#### 1) 「産前産後休業の保険料免除」と、「育児休業以降の保険料免除」は別個の制度との位置づけなので、別々に届出が必要

産前産後休業の保険料免除申請は、従来の育児休業期間の保険料免除申請とは届出書類が異なり、別々に申請を行う必要があります。

なお、言葉の定義ですが、産前6週間※と産後8週間の休業の事を「産前産後休業」、それ以降の休業を「育児休業」と呼びます。

※多胎妊娠の場合は、産前14週間となります

#### 2) 今年4月30日時点で産前産後休業中の方から、申請の対象となる

社会保険料は、その被保険者が“月末時点でどういう状態か”によって、徴収するかどうかが決

まります。例えば、4月30日時点で産前産後休業中であるなら、4月の保険料は徴収されません。逆に、4月29日で産前産後休業が終了し、4月30日から職場復帰するような場合は、4月の保険料は徴収されます。

つまり、後者のようなケースは、今回の保険料免除申請は不要、という事になります。

#### 3) 産前産後休業だけで職場復帰した場合も、標準報酬月額の特例的変更が認められる

従来、育児休業が終了した後の3カ月間において休業前の給与より下がっている場合、「育児休業終了時月額変更届」でもって標準報酬月額の改定を行う事ができました。変動等級が1等級だけの場合も提出できるなど、通常の月額変更より要件が緩和されている制度です。(通常の月額変更は2等級変動以上)

当該制度と同様に今後は、産前産後休業のみ取得し、すぐ職場復帰するような方に対しても、特例的な月額変更が認められる事になります。

#### 4) 申請のタイミングは、「出産前」に届出する方法と、「出産後」に届出する方法と2パターンある

届出のタイミングは「出産前」と「出産後」2つのパターンに分けられ、各々メリットとデメリットがあります。若干複雑なため、添付のリーフレットと併せてお読みいただくと、ご理解いただきやすいと思います。

#### 【パターン1：出産前の届出】

##### ★メリット★

年金機構や健保からの社会保険料請求にすぐに反映され、出産後の届出に比べて遡及が起きにくい

##### ★デメリット★

出産予定日と出産日が相違した場合、期間の変更届を提出しなければならない



出産前に届け出る場合というのは、「出産予定日」をもとに、一旦仮の保険料免除申請を行うようなイメージです。出産後、その確定した出産日から産前産後休業期間を再計算し、結果、休業の開始日や終了日がずれる場合には免除期間の変更届を提出する事となります。

産前産後休業の“終了”日の修正は人事の勤怠実務でよく行われますが、産前産後休業“開始”日を修正する、というのはピンと来ないかもしれません。これは、産前休業日前から会社を欠勤しているような場合、出産日をもとに再計算した産前休業開始日が、再計算前の産前休業開始日より前の日付になると起こり得ます。その結果、休業開始日が月をまたいで前倒しになると、その対象社員から徴収した社会保険料を1か月分還付する必要が生じますので、ご注意ください。

#### 【パターン2：出産後の届出】

##### ★メリット★

届出が1度で済む

##### ★デメリット★

年金機構や健保からの社会保険料請求で遡及が生じる



出産日が確定した後に提出しますので、パターン1のように変更届を提出する必要がありません。しかし、★デメリット★に書きましたように、社会保険料請求で遡及が生じますから、年金機構や健保からの請求保険料額と、給与からの控除保険料額を毎月、整合確認しているような場合は向きません。一方、「給与において正しく控除できていれば、請求の遡及があっても構わない」という場合は、こちらの方法がパターン1に比べシンプルですのでおすすめです。

パターン1にせよパターン2にせよ、パターン1の後半で書きました「産前開始日の前倒しによる保険料還付」は起こり得ますので、給与計算時は注意が必要です。また、どちらのパターンでも、届出は原則、産前産後期間中に行う事となります。

弊社に社保業務を委託されている会社様は、どちらのパターンで届出を行うか等、弊社業務担当と一度お話しただくのが良いと思います。他、今後のフロー等で不明点があれば弊社業務担当へお気軽にお問合せ下さい。

## 2. 雇用保険料の料率改定について

平成26年度の雇用保険料率が1月27日に厚生労働省より告示され、平成25年度の料率からの変更は「しない」と決定されました。

【雇用保険料率】※平成25年度と同一

- ・一般の事業 1,000分の13.5 (1,000分の5)
- ・農林水産、清酒製造業 1,000分の15.5 (1,000分の6)
- ・建設の事業 1,000分の16.5 (1,000分の6)

※カッコ内は労働者負担分。

## SATOコラム

節分を過ぎ、暦の上では『春』の訪れとなりますが、まだまだ冬本番。寒い日が続いています。みなさま風邪などひかれていないでしょうか。

この時期、弊社の本社がある札幌では、「さっぽろ雪まつり」が開催されます。昨年は230万人以上が訪れ、外国人観光客の方も多く訪れるなど、世界中に広く知られるイベントとなっています。雪と氷で作られた芸術的な雪像は、夜にはライトアップされ、昼間とはまた違う美しい光景を見せてくれます。

開催期間中は様々なイベントも開催されますので、まだご覧になったことが無い方は、ぜひ一度足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

ただし、会場に行かれる際はくれぐれも暖かくしておでかけください。

平成26年4月から

# 産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

## 産前産後休業期間中の保険料免除

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。

- ・産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

《手続き》

- ・事業主の方は『産前産後休業取得者申出書』を提出する必要があります。
- ・詳しくは、裏面をご参照ください。

## 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

- ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

《手続き》

- ・被保険者の方（事業主経由）は『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出する必要があります。  
産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

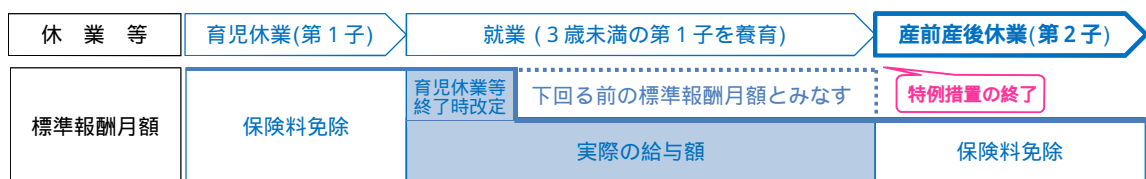
## 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

- ・3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。

（「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です）

《イメージ》

- ・青い太線（—）は、標準報酬月額の高さを表しています。
- ・青い破線（.....）は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構

検索



日本年金機構  
Japan Pension Service

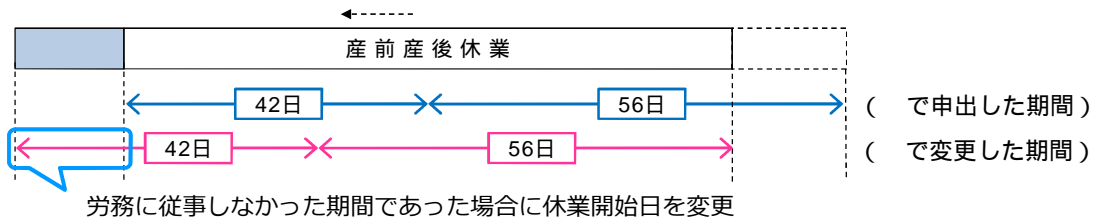
# 産前産後休業期間中の保険料免除の手続き例

！「産前産後休業取得者申出書」は、産前産後休業期間中に提出してください。

## 『出産前』に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

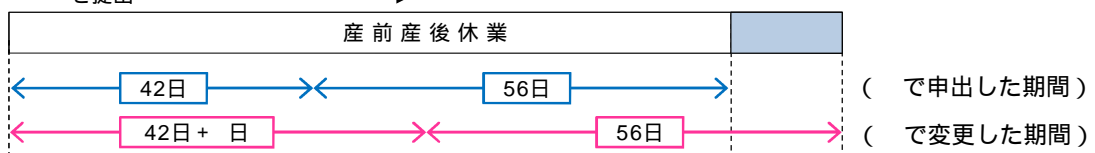
### 1 出産予定日より前に出産した場合

産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出  
出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出  
(イメージ) を提出 出産日 出産予定日 を提出



### 2 出産予定日より後に出産した場合

産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出  
出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出  
(イメージ) を提出 出産予定日 出産日 を提出

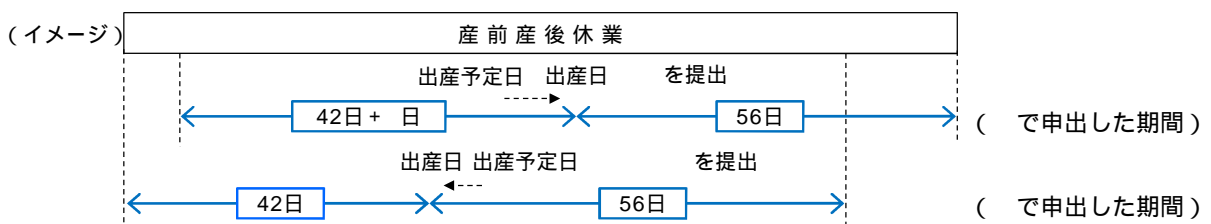


### 3 出産予定日に出産した場合

- 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- その後、出産予定日どおりに出産した場合は、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要

## 『出産後』に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

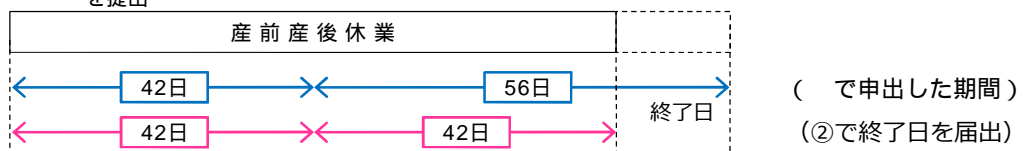
出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出（出産予定日、出産日の両方を申出）



## 産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

当初申し出した①の産休終了予定年月日よりも前に産休を終了した場合は、②「産前産後休業取得者変更（終了）届」により終了日を届出（終了予定日どおりを終了した場合は、届出は不要）

(イメージ) を提出 出産予定日 = 出産日 を提出 終了予定日



健康保険の出産に関する給付（出産育児一時金、出産手当金等）に関する手続きについては、ご加入の全国健康保険協会の都道府県支部または健康保険組合にお問い合わせください。